

# JAIS

## 日本通訳学会

事務局 〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学大学院 異文化コミュニケーション研究科 水野的研究室 気付

Website: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jais/>

## ニック・ベイカー事件に関する日本通訳学会の見解

はじめに

2002年4月13日に麻薬密輸の容疑で起訴され、第1審、控訴審ともに有罪判決を受け、2005年11月11日に刑が確定した英国籍ニック・ベイカー氏の裁判の捜査段階および第1審の通訳をめぐる問題とその判決内容に関し、日本通訳学会としての見解をここに提示したい。

### 要 旨

#### ニック・ベイカー事件の通訳問題とは

被告人ニック・ベイカー氏は、ロンドン周辺地域の訛りの強い英語を話し、その発音は一般の日本人には非常に理解しにくい。そのせいもあり、弁護側から捜査段階におけるさまざまな形の通訳の不備が指摘されてきた。しかし、裁判所は、第1審の判決では、捜査段階の通訳には全く問題がなかったとして、その点に関する弁護側の主張を退けた。

被告人は控訴するが、弁護人は通訳の不備を証明するために、専門家に鑑定書の作成を依頼した。鑑定人による第1審のテープ録音の分析から、第1審における通訳の問題が数多く浮き彫りにされた。それをもって捜査段階の通訳にも問題があった可能性を弁護側は主張するが、控訴審判決においても、その鑑定結果に言及することすらなく、通訳には全く問題がなかったとされた。

第1審、控訴審とも、通訳に問題がないとする裁判所の根拠は、英検の取得級、TOEICの得点などにより、通訳人の英語力が充分であるということであった。

#### 日本通訳学会の見解

鑑定書の分析結果から、通訳人による誤訳、省略、ニュアンスの変化など多くの通訳ミスが指摘できるが、このようなコミュニケーションの齟齬は、被告人の、裁判で自分の主張を述べる権利を侵害することにつながる。また、正確性の欠如した通訳は、

被告人の証言の一貫性を奪い、関係者の心証形成に大きな影響を及ぼす。質の低い通訳は、被疑者・被告人に対する一種の人権侵害である。

また、裁判所の通訳人に関する見解であるが、各種検定による英語力の証明をもってして通訳能力があったと判断するのは明らかに不適切である。なぜなら、語学力と通訳能力は全く別物だからである。正確な通訳ができるようになるためには、特別な訓練が必要である。完全なバイリンガルであっても、そのままでは正確な通訳をすることはできない。

今回、弁護側は捜査段階における通訳の正確性を問題視しているが、多くの先進諸国と異なり、日本の場合、取り調べのテープ録音がされていない。そのため、通訳が正確であったかどうか後になって検証するすべがない。少なくとも通訳が介在する事件では、後の検証に備えて録音体制を整えることが急務であると思われる。

以下に、「ニック・ベイカー事件の通訳問題の概要」「鑑定書の内容」「学会の見解」を詳述する。

日本通訳学会 会長 鳥飼 玖美子

同副会長・事務局長 水野 的

同コミュニティー通訳分科会担当理事 水野 真木子

## 1. ニック・ベイカー事件と通訳問題

### 事件の概要

2002年4月13日、イギリス国籍のニコラス(ニック)・ベイカー氏が知人A氏と来日した際、税関検査でベイカー氏が手にしていたスーツケースが二重底になっており、合成麻薬約4万錠とコカイン約1キロが隠されていたことが判明する。ベイカー氏は、スーツケースの持ち主はA氏であり自分は何も知らないと主張するが、ベイカー氏のみが現行犯逮捕された。A氏は全く取調べを受けずに2日後に出国、約1ヵ月後にベルギーで他のイギリス人3人と麻薬を持ち出そうとした容疑で逮捕されている。ベイカー氏はその後5月2日に起訴され、翌2003年6月12日に千葉地方裁判所で懲役14年、罰金500万円の有罪判決を受けた。

### 第1審判決文の通訳に関する該当箇所

「弁護人は、捜査段階の通訳の正確性に問題があり、捜査段階の被告人供述の証拠能力が否定されるべきであると主張するので、この点を検討する。」

「一般的に、被疑者が捜査官の取調調書に署名指印をする場合には、被疑者に対し、捜査官から取調調書について読み聞け手続がなされ、かつ、内容の訂正を申し立てる機会を与えられているところ、本件において、被告人に対し、捜査段階において、取調調書について読み聞け手続がなされ、被告人が署名指印をなしているうえ、現実には、検察官の取調べにおいては、被告人から訂正の申し立てもなされている。」

「また、通訳に当たった捜査段階の通訳人の中には、スコアの低い人でも TOEIC テストでは 715 点ないし英検 2 級の資格を有しているうえ、日常的に通訳業務に従事しているし、その他、イギリスで 5 年間の生活経験を有する者や米国の高校・大学・大学院に留学した経験を有したり、TOEIC テストでは 960 点や 920 点という高得点を取得した者、国連英検では特 A 級の者もあり、その他にも英検 1 級取得者もあり、いずれも日常的に通訳業務に従事している者達である。」

「このようにみてくると、被告人の捜査段階における通訳の正確性に疑いを差し挟む余地はないと言える。」

この判決に不服であった弁護側は、東京高等裁判所に控訴し、2005 年 7 月 21 日に最終弁論が行われている。10 月 27 日（木）に控訴審判決が言い渡された。その際、懲役年数が 14 年から 11 年に、罰金の金額については 500 万円から 300 万円へと減刑はあったが、取調べ段階や第 1 審での通訳の正確性に関する疑問については、全く考慮されず、依然として、英検、国連英検、通訳ガイド資格などが通訳人の能力を測るのに十分な指標とされた。

なお、控訴に際し、千里金蘭大学助教授、水野真木子（通訳論）が、弁護人より捜査段階および第 1 審公判廷における通訳の正確性について鑑定書作成の依頼を受け、12 月 24 日付けで提出していたが、鑑定書の内容である第 1 審の通訳の不正確性については言及すらされなかった。

#### 控訴審判決文の該当箇所

「所論は、捜査段階の供述が信用できないと主張し、その理由として通訳人の適格性、通訳の正確性を問題視するが、被告人の捜査段階の通訳人のうち千葉県警察本部の通訳人 4 名はいずれも国連英検特 A 級又は実用英語検定 1 級等の資格を、本件嫌疑事件における通訳人 2 名はいずれも英語検定 2 級等を、検察庁における通訳人 5 名はいずれも通訳案内業免許等の資格等を有し、日常的に通訳業務に従事していたもので、本件で関与した通訳人は、いずれも相応の通訳の技能

を有する者であったと認めてよい。そして、被告人が聞かれ答えた事柄、内容は、格別難しいものではない上、供述内容の真偽はともかく、被告人が変遷させた供述がその都度明確にされている。[中略] 問答体で作成されている調書や訂正を申し立てた調書もあることなどを考えると、通訳人の適格性及び通訳の正確性を争う所論は採りえない。」

このように、この事件では、一審、控訴審ともに通訳の正確性が争点の一つとなった。

## 2. ニック・ベイカー事件 通訳の正確性についての鑑定書骨子

(鑑定人：千里金蘭大学助教授 水野真木子)

鑑定のポイントは以下の3点であった。

ニコラス・ジョン・ベイカー氏の英語の発音・アクセントに関する音韻学的な分析

第1審の裁判速記録とテープ起こし原稿の照合を中心に、被告人質問の際の通訳を介したやり取りの分析

司法通訳人の業務を遂行するのに必要な能力、資質に関する一般的な見地からの考察

また、通訳の正確性そのものとは別次元の事象であるが、

捜査段階の通訳人選任体制や意思疎通の成否の確認方法についての意見

についても鑑定人の意見を添えた。

ニック・ベイカー氏の英語の発音・アクセントに関する音韻学的な分析

被告人はイングランド中部のグロセスターシャー州出身であり、ロンドンにも居住していたことから、その発音においてロンドンおよび周辺地域の労働者階級の人々が使用する英語の特徴が顕著である。代表的な特徴としては、単語のはじめ、あるいは音節のはじめの h の音声が落ちること(例：“him” が “im” に、“behave” が “be-ave” に)、th の音が f になること(“three” が “free” のように)、母音の「エイ」が「アイ」になること(例：“Sunday” が「サンダイ」に)、t などの子音が glottal stop (声門閉鎖音[破裂音])になること(例：“bottle” が “bo’le”、“water” が “wa’er”)などが挙げられる。

本件被告人の発音には、上記の特徴やその他のうち、かなり多くが目立つ。イギリス政府の認可を受けて司法通訳等の認定試験を執り行っている Institute of

Linguists のディレクターHenry Pavlovich 氏によると、上記のような英語は、英語のネイティブ・スピーカーでない通訳人の場合、相当聞き慣れている人でなければ、正確に聞き取ることは困難であろうということである。

#### 第 1 審の裁判速記録とテープ起こし原稿の照合・分析

これに際しては、被告人質問の場面であり、通訳の問題が示しやすい第 7 回公判および第 8 回公判のテープを選択した。全体を通して、通訳が問題であると思われる箇所を分析、検討した結果をまとめると以下のような典型に分類できた。

##### ?? 物事の程度、度合いに関するトーンダウンとニュアンスの歪曲

例えば、「良くないか、少しまし」というような内容が、「良い人もいたが悪い人もいた」のように訳されたり、「頻繁だった」が「数回」になっていたり、たいていの場合、被告人に不利になるような形にトーンダウンされて訳されている。

##### ?? 通訳によって生じた混乱

例えば、主語を取り違えたり、「毎回異なる」を「毎回同じ」と訳すなど、内容が全く逆になったりするケースや、被告人が「2 回」を意味した "a couple of" を「数回」と訳すケース、不適切・不自然な訳語などがかなり多く見られ、話の流れに混乱を生じさせたり、被告人が証言内容を変えたり、質問にまじめに答えていないような印象を与えたりしている。

##### ?? 明らかな誤訳

「抗生物質」を「輸入禁制薬物」、「薬の使用」を「薬の取引」としたり、スーツケースの所有関係に関する発言 "It ain't mine." (私のではない) を "I don't mind." (構いません) と聞き違えて訳したり、非常に重要な部分で、裁判の流れに及ぼす影響の大きい誤訳がある。

##### ?? 被告人の英語が聞き取れないことによる省略と創作

通訳人が被告人の特徴のある発音や表現が聞き取れずに、直接問答を繰り返す場面が頻繁に見られ、また、大幅な省略や、通訳人による創作なども多い。この結果、被告人の論理展開に脱落を生じさせたり、整合性を損なったりするため、被告人の証言内容全体の信頼性に対する判断を歪めてしまう。このような状況は、検察官からの反対尋問の際に顕著であり、検察官が示す苛立ちや、被告人に対する検察官の批判など、その多くが通訳人の不適切な訳し方に起因していることがテープ分析からも明らかになった。

上記、 から明らかになったことは、被告人の特殊な英語の発音に通訳人が充分対処できなかったこと、通訳を介してのコミュニケーションについては相当問題があ

ったことである。そして、意思疎通が難しい状況であったにも関わらず、任務を辞退する、あるいは被告人の英語のわかる人間を介在させる措置を取るよう上申するなど、事態打開に向けての、通訳人の倫理にかなった行動を、通訳人が取らなかったことである。

司法通訳人の業務を遂行するのに必要な能力、資質に関する一般的な見地からの考察

本件第1審や控訴審で、取調べ時の通訳人について、TOEICのスコアや英検の取得級がその能力を判断する目安にされていたが、単に言葉を話すメカニズムと通訳をするメカニズムは全く異なっている。どの分野であれ、正確に通訳するには高度なスキルが必要で、何年かにわたって特殊な訓練を受ける必要がある。訓練を受けていない通訳人は、情報を完璧に保持、再現する技術を持たないことが多いし、自己の思い込みをコントロールすることに慣れてもいない。このようなことが、誤訳やニュアンスの歪曲につながる。そして、また、通訳人は訓練の中で、その業務を行う際に守るべき倫理についても教えられておくべきである。したがって、通訳能力を測る尺度は、その人の語学力そのものではなく、通訳経験や訓練の有無である。

捜査段階の通訳人選任体制や意思疎通の成否の確認方法に関する問題

?? 取調べ段階で通訳人が何度も変わったこと

本件被告人のような特殊な話し方をする人に対しては、その発音の特徴に慣れることが必要となる。また、通訳人が変わることにより、同じ日本語の表現に対して通訳人が選択する英語の表現が異なり、被疑者は混乱する。このような理由から通訳人は変わらないほうが望ましい。

?? 読み聞けについて

取り調べのたびの読み聞けは、読み聞かせるのが同じ通訳人である場合、自分が訳した表現であれば、仮に誤訳であっても、それを元の英語に再び訳して聞かせることになるので、間違いが気づかれないうままになり、それほど意味を持たないこともある。

?? 通訳人との意思疎通の確認について

本件のような特殊な英語を話す被疑者については、通訳人と正しく意思の疎通ができていようかどうかの確認には、取り調べの際の「通訳人の英語は理解できますか」という質問だけでは一方通行的で不十分である。通訳人が被疑者の英語を本当に理解しているかどうか、取り調べ段階および公判段階で検証する必要がある。

問題のある通訳例 (D: 被告人、X: 通訳人)

1) トーンダウンとニュアンスの歪曲の例

D: Yeah it was intimidating means they were aggressive

It was intimidating

X: Intimidating?

D: Intimidating

X: Er, which means? A bit er, a bit scary or?

X: まあ脅迫的だということまでは言えないですが、かなり攻撃的だったと思います。

【「脅迫的であった」と言っているのに「脅迫的だということまでは言えない」と通訳されている。】

D: Over fifty percent. Say seventy or eighty percent would be misunderstandings that I had to correct.

D: A lot, ah, jus...over fifty percent probably - you know seventy eighty percent was miscalculation, misunderstanding

X: 大体50パーセント以上はそういうコミュニケーション上の誤解がありましたの、いつも訂正を申し立ててました。

【はっきり「70%ないし80%」と言っているのに「50%」という数字しか出ていない】

D: Some, some were better than others. Some...some...some seemed... some were better than others (word or words inaudible) bad and not so bad.

X: ある人はある人よりはよくて、ある人はある人よりは悪い。

【あまり意味をなさない訳である。被告人は「悪いかそれほど悪くはない」と言っており、「良い」とは言っていない。】

2) 通訳により混乱が生じた例

D: [...] I mean I can't I mean you.er it wasn't the same translator every time so that was a problem I think.

X: いつも同じ通訳の方だったので、それが問題だったので

[...]

検察官：あなたが、その通訳を代えてくれと言った理由は、通訳がなっていないって  
いうことが理由だったの？ それともさっきあなたがな、ぼろっと言ったんだけど  
もいつも同じ通訳人だったからいけないんで、代えてくれって言ったの？ どっちな  
んです？

? 通訳人が言っただけ

検察官：それとは別に。いつも違う通訳人だから、同じ通訳人にしてくれということ  
も言ったんですか。

? 通訳人が言っただけ

D: I didn't say that to them. No.

検察官：あなた、さっき言ったじゃないか。

? 通訳人が言っただけ

D: No I didn't, I said I wasn't happy with the translator in the first week.

検察官：では、こう聞こうか。

D: Sorry. Not...

検察官：いつも同じ通訳人だから問題じゃないかということで苦情を申し立てたとい  
うことはあるんですか。

D: Sorry I don't understand what you asking me. Sorry but

【(後半については通訳人の訳し方自体には問題がないので通訳文は省いている)こ  
のように、通訳人が逆のことを言ったために、後になってもそれが尾を引き、混乱が  
生じたまま、被告人の発言の一貫性のなさを検察官が責めている。そして、通訳人は  
自分のせいで起きた混乱であることを全く認識していない。】

### 3) 明らかな誤訳(創作)の例

D: Oh, different occasions really. I said "sexual drug" to one, on one  
occasion. I said James took a tablet, um, "anti-biotic drug". I said that.

X: Anti...?

D: An anti-biotic drug. I said James took that.

X: 例えば、性的なものに関する薬物ですとか、錠剤ですとか、ジェイムスの言葉で  
言えば、輸入禁制薬物ということ。

【「抗生物質」が「輸入禁制薬物」という、とんでもない訳語になっている。】

弁護人：あなたは、警察に対して、ジェームスがクスリを使っているというようはことは話しましたか？ あなたは警察に対して、ジェームスがドラッグまたはピルを使っているというようなことは話しましたか。

X: Did you say to the police that James was dealing with a dru..., er, with a ... drug or pill?

【薬を使っているかどうかという話である。通訳人は明らかに「麻薬の密輸」という先入観にとらわれている。】

D: They said, "Okay to x-ray?" They said, "Okay to x-ray?"

X: エックスレイしてオーケーかと聞かれました。

弁護人：あなたはその質問に何と答えましたか。

X: To this, how did you answer?

D: I said "Yeah. It ain't mine." I said "Yeah. It ain't mine."

X: はい、気にしませんから、どうぞと。

【被告人のIt ain't mine. (それは私のものではない) という英語を、I don't mind. (気にしない) であると聞き間違えている。】

D: There was an atmosphere in the interviews, but I was being asked questions and I was answering questions, but there was an atmosphere within... I mean I was being shouted at if they weren't agreeing with what I was saying.

X: まあ言える状況にはあったんですけども、来る質問と私が返していく内容とで食い違いがあるということはありません。

【被告人の発言が理解できていないようで、創作と言ってもいい訳文になっている】

#### 4) 通訳人の大幅な省略の例

D: I wasn't happy with any of the translators, 'cos they were all...as I've said to you, a lot of the, the translators there was a very, they weren't, I dunno how to word it. They didn't understand all I was saying, if that's, that's, I mean they didn't understand my English, if that's the best way, and I had problems with the translators. To...to me it would have made sense if one person had got to understand my English

properly, then we might not have had the problems with going over the same errors. Does that make sense?

X: 私のしゃべる英語をととてもよく理解してくれる方が付いてくれるのがベストだと思ったんです。

D: They didn't understand what I was saying. Didn't understand what I was saying properly or not wording as I was saying and it didn't make sense to keep changing a translator. if we had a problem and it's, it's... if I'd explained something to correct it when that was read to me again, they would understand what I was trying to explain.

X: 私がしゃべることをなかなか分かってくれる方が居なかったので、

【どちらの例も、程度のはなはだしい省略は一目瞭然である。】

上記は一部に過ぎず、このようなケースが全体を通して見られた。

### 3. この事件の判決に関わる通訳の正確性と質・能力に対する日本通訳学会としての見解

#### 3.1 この事件における通訳の正確性についての見解

鑑定書には、通訳の介在によるコミュニケーションの齟齬について述べられている。一般的に通訳ミスとして問題になるのは、明らかな誤訳があり、それが最後まで正されなかった場合である。今回のケースでは、初動の段階でスーツケースの所有関係に関して重要な誤訳があったようであり、その持つ意味はかなり大きいと思われる。だが、途中で（例えば公判において弁護人により）その通訳ミスが正されたため、決定的な要因として誤った審判につながったとは言えないかもしれない。しかし、そのような誤訳と後の訂正に加え、裁判全体を通して行われた通訳人によるニュアンスの歪曲や、省略、創作は、被告人の主張全体のトーンや流れを変えてしまうものであり、全体像の把握という点で、大きな障害になったと考えられる。

さらに、通訳人が被告人の発言を理解できないことから生じる論旨の流れの混乱は、被告人の主張の首尾一貫性を損ない、被告人の人物そのものに対する心証形成に大きな影響を及ぼしたと思われる。

アメリカの研究者バーク・セリグソンが行った模擬陪審員を使っでの実験（Susan Berk-Seligson, *The Bilingual Courtroom*, 1990）では、同じ原発言について通訳人が非

常に丁寧な表現で訳した場合、ためらいがちに訳した場合、受動態を多用して訳した場合など、それぞれの場合に応じて、陪審員の発言者に対して感じる信頼性などにかなりの差が出るのがわかった。このように、通訳人の「訳し方」一つで聞き手の印象が大きく変わることは、通訳の世界では常識の範疇である。

もちろん、大きく構造の異なる言語間で、まったく同じニュアンスで訳すことには当然限界が存在する。しかし、今回の第1審の通訳はその許容範囲を超えている。通訳の専門家の目から見ると、非常に不正確な通訳であったと言わざるを得ない。

### 3.2 司法通訳人の質と能力に関する見解

どの分野であれ、単に2ヶ国語を流暢に話せるだけでは通訳者にはなれない。英検1級であっても、TOEICの得点が満点であっても、それは通訳者になる出発点に立っただけである。人の発言のメッセージを過不足なく、適切な表現で瞬時に訳出するという通訳の技術は、然るべき訓練を充分積んだうえで初めて身につくものであるし、正しい行動規範についても熟知しておく必要がある。

司法通訳の分野は、人の一生を左右するという点で正確性を最も重視すべき通訳分野の1つである。通訳者の「省略」「追加」「編集」などの行為により、被疑者・被告人の供述内容が歪曲されたり、伝えられなかったりする。「透明のガラスのように」とよく言われるが、曇りないガラスを通すように、発言に込められたメッセージをそのまま、別言語で表現することを司法通訳人は期待されている。しかも、直訳で不自然な表現ではなく、わかりやすく訳出することも求められる。

意味の等価性を保つ以外に、司法通訳人はレジスター(言語使用域)の等価性をも保たねばならない。つまり、高度な知識をもった専門家としての鑑定証人の話し方も、教育程度が低くスラング混じりでしか話せない人の話し方も、そのままの雰囲気伝えることである。この「訳し分け」の能力は、諸外国では司法通訳人に必要不可欠の能力として重視され、アメリカの認定試験の内容にも取り入れられている。レジスターが変わると、その人物に対する正当な評価を損なうことになるからである。

通訳が介在することで、被疑者・被告人が有利になってもいけないし、もちろん不利になることは「法の下での適正手続きと平等保護」の権利を侵害することになる。このような認識のもと、多くの国が司法通訳人認定と養成の制度を持っている。

このように、正確性を最重要事項とする司法通訳の業務を行うには特殊な技術が必要である。それにもかかわらず、現在の日本の裁判手続きにおいては、通訳という媒体が及ぼしうる影響について、あまりにも認識が不足していると言わざるを得ない。今回の裁判で、通訳人の正確性を測る物差しが英検、TOEICをはじめとする語学検定の級やスコアであったことに、それは如実に表れている。

ちなみに、各種英語検定について、それが何を証明するものであるか、ここに示したい。「通訳案内業試験」は国家試験（JNTO 委嘱）であるが、「通訳ガイド」は、観光案内が主たる業務であり、試験において通訳能力は問われない。TOEIC はビジネス英語力を判定するものであり、翻訳をさせる設問はない。英検 2 級は「高校卒業レベル」であり、1 級でも、面接で「通訳力」を判定していない。国連英検は、国連関係の英語表現や、一般的な英語運用能力を判定するものであり、「通訳能力」を判定していない。

上記のような司法関係者の認識は、通訳の専門家にとっては、困惑と驚きと憤慨を生み出す以外の何物でもない。専門職としての通訳者の存在を根底から揺るがすほどの誤認識である。英語を話すことと通訳することは全く異なるメカニズムである。英語力は決して通訳力の証明にはならないということを、今後、司法関係者に強く訴えていくことが必要であろう。

### 3.3 控訴審判決に関する疑問とシステムの抱える問題点

控訴審判決では、鑑定書に示されている第 1 審通訳の正確性に関する疑問についてはまったく触れられていず、捜査段階の通訳人の英語能力について言及されたのみであった。もともと、取り調べ段階で録音はされないのであるから、後でその正確性について検証することは不可能であるため、テープ入手が可能であった第 1 審の通訳について鑑定を行い、その結果から捜査段階の通訳についても類推するしか方法がない。そういう状況で行われた鑑定であるのに、それを一切考慮せず、ひたすら検証不可能な捜査段階の通訳人の能力について、十分であったと述べることには、疑問を感じざるをえない。

鑑定書では第 1 審の通訳人による通訳の不正確さが明らかされているが、同時に、その通訳人の経歴についても、長年の法廷通訳の経験などを含め、能力が充分であるとされていたことが述べられている。ということは、そのように能力を認められていた通訳人でも不正確な通訳をするということである。

したがって、英語力や通訳経験を問題にするなら、捜査段階の通訳人のほうが通訳経験や英語力において第 1 審の通訳人より優れているという前提があって初めて、捜査段階の通訳人の通訳能力は充分であったという判決文の主張が成立するはずである。経歴や英語力が同等であれば、第 1 審の通訳が不正確である以上、捜査段階の通訳が正確であったということはできない。

もともと、ビデオやテープによる録音がされていないため、取り調べ段階における通訳の正確性が検証不可能であるという現状は、海外の先進国の例を見ても、日本特有のものである。このシステムが変わらない以上、捜査段階の通訳が不正確であった

という主張ができないと同時に、通訳が正確であったという主張も、決してできるはずがないのである。

上述したように、通訳能力と英語能力とは異なるものであり、TOEIC、英検、通訳ガイド免許、海外生活の経験などで通訳能力を測ることは不可能である。捜査段階の通訳をきちんと検証できるシステムを導入しない限り、通訳の正確性の保証はできないし、また、通訳が正確であったという判断を下す根拠も存在しないのである。

日本でも、今後、通訳付きの取調べについては、テープ録音するなどの措置を講じるようにしないと、質の悪い通訳が原因で不当な判決を受けた外国人は、救済される機会を永久に失うことになりかねない。これは、明らかな人権侵害である。「捜査の可視性」の問題とも絡めて、この問題は真剣に検討されるべきである。

平成 17 年 11 月 27 日

補足：司法通訳人の守るべき倫理原則について

今回の裁判では、被告人の特殊な英語という事情もあり、通訳人と被告人との意思の疎通がうまくいっていなかった。そのこと自体は通訳人の責任ではないが、コミュニケーション齟齬の自覚がありながら、それに対して何も手だてを講じなければ、それは通訳人の責任になる。

このようなことは、司法通訳人の認定が行われている国では倫理規定の中に盛り込まれている。だが、司法通訳人の認定や任用の制度が確立していない日本では、公の倫理規定は存在しない。

今回、日本通訳学会コミュニティー通訳分科会で、司法通訳倫理原則（案）を作成した。

詳しくは別紙（「司法通訳倫理原則（案）」）を参照されたい。

[http://www.soc.nii.ac.jp/jais/html/community/rinri\\_rev%5B1%5D.2.pdf](http://www.soc.nii.ac.jp/jais/html/community/rinri_rev%5B1%5D.2.pdf)